

外国につながる子どもの 未来を支えるために

～5年後、10年後を見据えて成長を見守るヒント～



公益財団法人 かながわ国際交流財団
Kanagawa International Foundation

はじめに

神奈川県には、古くから日本に住むオールドカマーの在日コリアンや華僑、主に1970年代後半から1980年代以降に来日したベトナム、カンボジア、ラオスからのインドシナ難民及びその家族、中国帰国者、そして1990年代に国際結婚や留学、就労のために来日した南米やアジア諸国の人々など、多様な国・地域につながる人々が住んでいます。そうした人々の定住化が進む中で、日本で生まれ、県内の小中学校、高校、大学などで学ぶ外国につながる子どもたちが増えてきています。

地域の学校で学び、流ちょうに日本語を話している子どもたちですが、学習面で伸び悩み、希望する進路に進めない課題に直面している子どももおり、そうした子どもを支えている支援者も多いのではないのでしょうか。課題の解決には学習面の支援だけでなく、支援者がそれぞれの子どもの文化や価値観を理解・尊重しながら、日本での将来の見通しを示していくことも重要です。また、外国人として日本で生活するためには在留資格の取得や更新などの手続きが必要で、支援者はその概要を理解して子どもたちに関わる必要があります。

このリーフレットでは、外国につながる子どもたちや家族の身近にいる先生方や支援者の皆さんが、子どもたちの5年後・10年後までを見据えて成長を見守るヒントを紹介しています。外国につながる子どもたちが、神奈川で安心して生活を送り、力を発揮し、社会に巣立っていくために、子どもたちの学びや育ちを支えていきましょう。

子ども・家庭のことを知る

定住化が進み、日本の生活様式に慣れ、日常生活は不自由なく過ごしている子どもや保護者も多いでしょう。しかし、言葉や文化、価値観が異なるため、学校の決まりやニュアンスが伝わっていない場合があります。

小中学校の入学や高校進学など、子どもの生活・学習環境が大きく変化する時期は特に戸惑うことが多いため、きめ細やかな情報提供や配慮が必要です。「この情報は伝わっているかな?」「出身国ではどうなのだろうか?」と想像力を働かせながら対応していきましょう。

■文化や価値観が異なること

日本の学校で当たり前のことでも、外国につながる子どもや保護者には説明をしないと伝わらないことがあります。一番身近にいる先生や支援者の皆さんがかけ橋となりサポートしていきましょう。

■国籍が違ふこと

日本国籍をもたない人は入国管理局での手続きが必要であったり、銀行や住宅入居等の手続きにも時間がかかることがあります。“言葉の壁”だけでなく、“制度の壁”に直面してしまう場合があることを念頭に子どもに関われると安心です。

■個人情報の考え方について

各家庭の状況の把握は、個人情報保護の観点から難しい場合もあります。しかし、子どもの文化的背景を理解・尊重するためにも本名(表記や読み方)、国籍や来日経緯、在留資格などを把握する必要がある場合があります。きめ細かいサポートのために、家族構成や家族の就業形態、勤務時間等も把握しておくといでしょう。

小学校での学習・生活面の配慮

ぞうきん、防災ずきん、ゼッケン…。
何のことなのか、どこで買えるのか分からない

■学校生活に対する保護者サポート

子どもの教育における保護者の役割は国によって異なります。給食用白衣の洗濯、引き取り訓練、旗当番など日本の学校で保護者が担う役割も、外国人保護者にとっては未知のものばかりです。

年間行事の流れについても、外国出身の保護者にはできるだけ詳しく具体的に説明する工夫が必要です。就学時健診や入学説明会等を活用し、通訳者などの協力も得ながら、入学前から具体的な情報を伝えましょう。就学援助制度の説明や、提出物の記入のサポートなどでもできると安心です。

必要なものを決められた日までに持っていくこと、宿題や提出物の確認など、外国人の保護者にとって、毎日の準備をするのは大変です。入学後も授業参観や懇談会への参加の呼びかけ、面談を通して関係を築くなどして継続的に情報提供できる工夫を考えることもポイントです。

■子どもが安心して学校に通えるように

家庭で日本語以外の言語を使っている場合、おしゃべりが達者でも日本語の語彙が少なく、知らない単語や表現がある場合があります。小学校での集団生活や学習をスムーズに進めるために入学前からの保育園との情報共有、個別の働きかけや地域の学習支援教室への紹介など外部との連携も積極的に進めていきましょう。神奈川県内では、プレスクールや保護者向け説明会などの就学前支援を行っている団体もあります。

中学校から将来を考える機会を

いじめのニュースを聞くたびに、外国人であることを理由に差別されたりしないか、不安でたまらなくなる

中学校に入学すると子どもたちの学習・生活環境は大きく変わり、情報を得る機会が限られている外国につながる子ども・保護者は戸惑うことが多いです。小学校と異なる点、中学卒業後の進路選択について早い段階から子どもと保護者に情報提供しましょう。また、制服代やジャージ代だけでなく、部活動費も必要であることなど教育費用についてもできるだけ詳しく伝えましょう。

■小学校と中学校の異なる点について

【学校生活に関すること】

校則、制服、部活動、登下校時間などの詳しい内容を知らない場合が多いため、中学校入学前までに説明する機会を作りましょう。外見や名前、生活習慣の違い（お弁当の中身など）、先輩とのトラブル等が原因で不登校になってしまう場合もあります。お互いの違いを尊重できるよう、学校全体に対する働きかけもしてみましょう。

【学習面に関すること】

高校進学のために成績が非常に重要になってきます。定期テストの年間スケジュールや、評価の基準、授業態度や宿題の提出など重要なポイントを生徒本人・保護者と確認できる機会を作りましょう。

■高校進学に向けて

高校進学には試験を受けて合格する必要があること、出願は各自が志望校で行うこと、用意すべき教育費用など、具体的な情報を知らない保護者も少なくありません。中学校の成績も評価の対象になること、筆記試験や面接があることなど、多言語資料を活用して伝えましょう。奨学金制度に関することも早めに情報提供できると安心です。

高校進学・入学

高校に入学するために、試験を受けて合格しなければならないなんて知らなかった

外国につながる子どもの高校進学率は平均に比べて低いのが現状です。高校中退が多いことも問題になっています。早い時期から学習習慣を身につける動機づけ、中学卒業後の生活をイメージできるサポートをしましょう。

■高校進学のための多言語によるガイドブックおよびガイダンスの活用

日本語を母語としない人への『神奈川県「公立高校入学のためのガイドブック」』は中学3年生に配布されます。「日本語を母語としない人のための高校進学ガイダンス」は9～10月に県内各地で開催され、個別相談もできます。

<ガイドブック、ガイダンスに関する問い合わせ>

神奈川県教育委員会高校教育企画課入学者選抜・定員グループ

TEL:045-210-8084

■特別募集と特別な受検方法について

在留期間が通算3年以内の人が対象の「在留外国人等特別募集」、保護者の勤務等で2年以上外国に在住して帰国した日が3年以内の人が対象の「海外帰国生徒特別募集」のほか、来日6年以内の人については、問題文のルビふり、検査時間の延長(1.5倍)、分かりやすい言葉での面接といった特別な受検方法を申請できる場合があります。

■写真貼付の「在留カード」(特別永住者は「特別永住者証明書」)の取得

子どもも16歳からは写真貼付の在留カード(特別永住者は特別永住者証明書)を取得、携帯することになります。取得には本人が住居地を管轄する地方入国管理局(特別永住者は住居地の市区町村役場)に行く必要がありますが、学校を休む場合は「公欠」扱いとすることができます。誕生日の6ヶ月前から申請できるので、高校の試験期間を避ける、長期休業中に行くなどの調整ができると安心です。

大学進学

息子には大学に行ってもらいたい。貯金はないけど、奨学金を得て、アルバイトすれば何とかかなるでしょ

大学入試を突破するためには学力はもちろんですが、大学に進学する目的を明確にする、受験制度を知る、そしてある程度の費用を準備することが不可欠です。学費が調達できず入学を断念する、経済的な理由で中退してしまうことのないように、早い時期から計画することが大切だと伝えてください。

■進路について考えるために

実際の大学受験は先でも、外国につながる大学生の先輩に体験談を聞く機会があれば夢が膨らみます。卒業生を小中学校に招くのも良い機会になるでしょう。神奈川県内では外国につながる子ども対象の大学キャンパスツアー等も開かれています。下記のガイドブックも参考になります。

<進路支援のためのガイドブック(愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室)>

『外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック』(支援者向け)

『外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック』(5言語)

<http://www.pref.aichi.jp/0000050122.html>

■奨学金について

奨学金は返済の義務がないと誤解している場合があります。子どもや保護者に入学に間に合うように学校と相談しながら早めに手続きするように伝えると安心です。

<外国につながる高校生・大学生が活用できる奨学金>

(社福)さぼると21「生活支援プログラム」「坪井一郎・仁子学生支援プログラム」

http://www.support21.or.jp/what_we_do/index.html#seikatsushien

アルバイト・就職

アルバイトに応募しようと電話して、名前を告げたら
『うちでは外国人は採用しない』と断られた

外国人の日本での就職はいまだに多くの課題があります。不利な状況为避免、本人が力を発揮できるためには、周りのサポートが重要になってきます。

■アルバイトについて

家計を助け、学費を工面するためにアルバイトをしたくても、外見や名前が異なることで不採用になったり、悪条件を提示されてしまうこともあります。困ったことがある時は、まずは学校等で相談できることや、公的な相談窓口があることをアドバイスできると安心です。また「家族滞在」「留学」という在留資格を持つ外国籍の子どもの場合、アルバイトをする前に住居地を管轄する地方入国管理局で「資格外活動許可」を受ける必要があり、就労時間も1週につき28時間以内に制限されています。

■就職について

就職でも国籍や在留資格によって不利が生じる場合があります。消防士や警察官など受験資格に国籍制限がある職業もありますが、正しい情報を伝えた上で希望や特性を活かしながら将来について子どもや保護者と一緒に考える機会を作るようにしましょう。また、就職に伴い在留資格の変更が必要な場合もあるため、卒業前に確認しましょう。

保護者への情報提供

大震災が起こった時、子どもは学校にいたけれど、どこに迎えに行けばよいか分からなかった。学校からのメールは日本語で読めなかったから

外国人の保護者が必要な情報を入手し、子どもの教育に対する意識を高める機会を作ることは子どもの学習環境の整備に役立ちます。災害時の対応や予防接種など命や健康に関する情報は確実な伝達方法を決めておくことで安心です。

■多言語資料の紹介(巻末を参照)

学校ですべての資料を多言語化することは困難ですが、巻末にも紹介しているような資料を活用し、できるだけ情報が伝わるように工夫をしましょう。

■やさしい日本語の活用

要点を絞り、分かりやすい表現に置き換える、重要な用語はかみ砕いて説明するなどの工夫をすると、より多くの情報が伝わるといわれています。

■文化面での配慮

保護者は「進級できたから安心してた(成績が悪ければ留年すると思っていた)」など、思わぬ誤解や思い違いがある場合があります。出身国と日本は教育制度や文化、価値観が違うことを念頭に学校生活や進路について情報提供や説明をしましょう。

<子どもたちがつながる国の教育事情を知る>

『外国から子どもたちと共に』(千葉県教育委員会教育振興部指導課教育課程室)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gaikokujin/gakkou-sensei/bokoku.html>

■外部との連携

日本語指導協力者、通訳・翻訳のできるボランティア、多言語対応の相談窓口や地域で活動するNGO/NPOなどからの協力が得られると安心です。

外国籍の児童生徒に必要な手続きなど

子どもが外国籍のみを持つ世帯は、就学通知とは異なる時期に「就学案内」が送付され、受領後に就学の手続きが必要です。2012年に施行された新しい入管法（「出入国管理及び難民認定法」）等の施行により、必要な手続きも増えました。家族も含めた在留資格の有無などについて知り、可能な範囲で家庭状況を把握し、子どもの学校生活に支障が出ないように配慮をしましょう。

■在留資格とは

日本に入国・在留する外国人に対し、その活動内容などに応じて付与される資格で、全部で27種類あります。中国料理の調理師は「技能」（子どもは「家族滞在」）、日本人との国際結婚の場合は「日本人の配偶者等」といった在留資格のほか、「定住者」や「永住者」などの在留資格があります。尚、戦前から日本に住む在日コリアン等は「特別永住者」という在留の資格を持っています。保護者の失業や離婚によって子どもの在留資格が失効する場合もあり、家庭環境を把握することも重要です。

■更新・変更

3か月～5年毎に更新手続きが必要な在留資格も多く、付与されている在留資格の活動とは別の在留資格に属する活動を行おうとする場合には、在留資格の変更を行う必要があります。また、住居地の変更の届出や在留資格によっては勤務先変更等の各種届出を期間内に行わないと罰則があります。手続きは住居地を管轄する地方入国管理局（住居地に関する届出は、新住居地の市区町村役場）で行います。

<在留資格に関する手続き>

東京入国管理局横浜支局（JR・シーサイドライン「新杉田」駅からバス）

東京入国管理局横浜支局川崎出張所（小田急線「新百合ヶ丘」駅南口徒歩3分）

<問い合わせ> 外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL: 0570-013904（平日 8:30～17:15）

国籍が異なることで配慮が必要な場合

■名前

学校で「通称名」を使っている場合でも、現行の在留カード・特別永住者証明書にはパスポートの記載名のみが記載されています。学校から出される書類と記載名が異なると、資格試験の受験条件が確認できないことがあります。子どもの本名(表記や読み方)や国籍を知ること、学校が発行する証明書や卒業証書などでもきめ細やかな配慮ができます。

■海外への修学旅行等

16歳以上の外国籍の人が海外に行く際、空港での指紋採取や顔写真撮影が必要ですが、学校や教育委員会が事前に手続きを行えば免除になります。子どもが戸惑うことがないように申請方法等を事前に確認しましょう。

■在留資格がない場合

神奈川県内の学校にも在留資格がない子どもが在籍していますが、2012年の新しい入管法の施行後、住民登録や保険への加入が難しくなりました。

しかし、日本にいる限り、在留資格がない子どもも就学の機会が保障できるような配慮が必要です。文部科学省も「子どもが教育を受ける権利の保障」を最優先にすべきだという見解を出しています。新たな就学希望についても、公共料金の領収証等で住所確認するなどして学区の学校で柔軟に受け入れ、子どもが安心して学べる環境を整備していきましょう。

<新しい在留管理制度、外国人住民基本台帳制度>

2012年7月9日から、「在留カード」の交付、みなし再入国許可制度、外国人登録制度の廃止及び外国人住民基本台帳制度が始まりました。

・在留管理制度 <http://www.k-i-a.or.jp/kcns/immi/>

・多言語生活情報(財)自治体国際化協会

<http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/>

教育を受ける権利を保障するために

■義務教育の保障

日本の教育基本法では、義務教育は日本国籍を持つ人が対象となっていますが、1994年に日本政府が批准した子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、外国人児童生徒の公立義務教育課程への無償受入など教育を受ける権利を保障しています。

■児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

第28条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

■日本での未来を支えるために

神奈川県における中学校卒業者の高等学校等への進学率は98%に達しており（2012年3月／神奈川県学校基本調査結果報告より）、高校卒業資格がないと希望する職業に就けない場合もあります。外国につながる子どもたちが、さらに日本社会で活躍できるように、高校進学そして卒業後の進路も支援していきましょう。

保護者に紹介したい相談先

神奈川県内には、教育に関する多言語相談のほか、生活相談については県・市町村やNGO／NPOでも対応しています。労働、法律などの専門相談もあり、当財団のサイトで最新情報をお知らせしています。

外国人のための各種相談窓口の案内

「かながわ・こみゆにてい・ねっとわーく・さいと」

<http://www.k-i-a.or.jp/kcns/>

あーすぷらざ外国人教育相談

TEL:045-896-2970 (日本語) 045-896-2972 (外国語)

FAX:045-896-2894 e-mail:soudan1@earthplaza.jp

火～土 10:00～13:00、14:00～17:00 (受付は16:30まで) *祝日休み

横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 県立地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)

2階情報フォーラム

対応言語:中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語

かながわ外国人教育相談 (NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ)

①YOKE情報相談コーナー

TEL:045-222-1209 (毎月第2・4土曜日 10:00～13:00 12:30受付終了)

横浜市西区みなとみらい1-1-1パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階

対応言語:中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語

②みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

TEL:045-232-9544 (第4木曜日13:30～15:30 *通訳付相談は要予約)

横浜市南区浦舟町3-46 横浜市浦舟複合福祉施設内10F

対応言語:中国語、タガログ語、英語、タイ語

神奈川県行政書士会 外国人無料電話相談 (在留資格・帰化・国籍等)

TEL:045-227-5560 (毎週金曜日 13:30～16:30、1回30分以内)

対応言語:日本語、中国語、英語

支援者が活用できる資料

文部科学省

『かすたねっと』(学習支援のための教材・文書検索サイト)

<http://www.casta-net.jp/>

『外国人児童生徒受入れの手引』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

神奈川県教育委員会

『外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き』

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420361/>

横浜市教育委員会

『ようこそ横浜の学校へ』

(受入の手引き、通知文・用語対訳集、保護者向け説明)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sidou1/nihongoshido-tebiki/>

川崎市教育委員会

『帰国外国人児童生徒教育に関するコンテンツ一覧』

http://www.keins.city.kawasaki.jp/1/KE1026/h24/kikoku_gaikoku/kikokugaikoku.html

厚木市教育委員会

『ここから始まる学校生活(対訳集)』(学校紹介、通知資料等)

<http://www.edu.city.atsugi.kanagawa.jp/>

大和市教育委員会

『楽しい学校』(日本語・教科指導資料、保護者のための手引き)

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/shidou/shidou2393.html>

かながわ国際交流財団の関連事業

当財団では、外国につながる子ども支援のために、県・市町村教育委員会やNGO/NPOと連携して事業を行っています。研修講師派遣についてもご相談ください。 URL://<http://www.k-i-a.or.jp>

■報告書・ガイドブック・リーフレット等

*送付ご希望の場合はお問い合わせください。当財団のホームページからダウンロードもできます。

□支援者向けガイドブック

『日本生まれの外国につながる子どもたち』

『外国につながる子どもがホッとする授業づくり』

□『外国人コミュニティ調査報告書1・2』

県内の主な外国人コミュニティの現状の紹介

□『やさしい日本語でコミュニケーション』

外国人に情報をわかりやすく伝えるポイントの紹介

□『外国につながる子どもの進路に関する調査報告書』

在県外国人等特別枠等の進路状況についての報告

■財団ホームページでの情報提供

□かながわ・こみゆにていねっとわーく・さいと

県内の多文化共生、外国人支援等に関わる総合サイト

□かながわ日本語教室・学習補習教室・母語教室マップ

県内で日本語や教科、母語が学べる教室の紹介

■メールによる情報提供

□多言語情報メール配信サービス「INFO KANAGAWA」

生活に役立つ多言語情報の提供(やさしい日本語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、英語)





『外国につながる子どもの日本での未来を支えるために』(2013年3月)

協力：神奈川県教育局総務部行政課人権教育グループ
神奈川県行政書士会国際部
NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ
NPO法人Asian Peoples Friendship Society
デザイン：坂巻聡

発行：公益財団法人かながわ国際交流財団

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8第1安田ビル4階

TEL:045-620-0011 FAX: 045-620-0025

e-mail : tabunka@k-i-a.or.jp URL : <http://www.k-i-a.or.jp>

* (公財)かながわ国際交流財団は、「持続可能な多文化共生の地域社会かながわの基盤づくり」の取組みを着実に進めるため、多文化共生・NGO協働推進センター(横浜市神奈川区)を拠点に、県内の自治体、NGO/NPO等と連携・協働して、県内各地でさまざまな公益事業を実施しています。